

(第61号議案)

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例について

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号)の施行による長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の一部改正に伴い、中野区事務手数料条例を次のように改正する。

1 改正の主な内容

建築行為を伴わない既存住宅について長期優良住宅の認定制度が創設されたことに伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定の申請等に係る事務手数料を定める。

2 施行日

公布の日

3 新旧対照表

別紙のとおり

中野区事務手数料条例新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第6条 (略)				第1条～第6条 (略)			
附則 (略)				附則 (略)			
別表第1 (略)				別表第1 (略)			
別表第2 (第2条関係)				別表第2 (第2条関係)			
	事務	名称及び額	徴収時期		事務	名称及び額	徴収時期
1	(略)	(略)	(略)	1	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～	～	～	～	～
8 4	(略)	(略)	(略)	8 4	(略)	(略)	(略)
8 4 の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画	長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料 認定申請1件につき、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額(当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の場合において、一戸建ての住宅を新築しようとするときは、のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、若しくは改築しようとするとき又は当該住宅について建築行為を行うときは、のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額)(当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、	認定申請のとき	8 4 の2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 認定申請1件につき、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額(当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の場合において、一戸建ての住宅を新築しようとするときは、のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときは、のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額)(当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、	認定申請のとき

	る審査	<p>構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者(以下「特定建築基準適合判定資格者」という。)である建築主事が、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査(以下「特定建築基準適合審査」という。)をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに86の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機(以下この項及び次項において「昇降機」という。)に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について125の2の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)</p> <p>(略)</p> <p>住宅を増築し、若しくは改築しようとする場合又は当該住宅について建築行為を行わない場合 次のア及びイに掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア・イ (略)</p>			<p>る者として国土交通省令で定める要件を備える者(以下「特定建築基準適合判定資格者」という。)である建築主事が、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査(以下「特定建築基準適合審査」という。)をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに86の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の4に規定する昇降機(以下この項及び次項において「昇降機」という。)に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について125の2の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)</p> <p>(略)</p> <p>住宅を増築し、又は改築しようとする場合 次のア及びイに掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア・イ (略)</p>		
84の3	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画	<p>長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料</p> <p>変更認定申請のとき</p> <p>変更認定申請1件につき、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する</p>		84の3	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p> <p>変更認定申請のとき</p> <p>変更認定申請1件につき、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する</p>	

	画等の変更の認定の申請に対する審査	部分の床面積)に於いて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合には前項のアの(ア)から(カ)まで又はイの(ア)から(カ)までに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額)、当該計画が住宅を増築若しくは改築する際に認定を受けたもの又は当該住宅について建築行為を行わずに認定を受けたものである場合においては同項のアの(ア)から(カ)まで又はイの(ア)から(カ)までに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額)(当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに86の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について125の2の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)	
84の4	(略)	(略)	(略)
84の5	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第1	長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料 2,300円	承認申請のとき

	画の変更の認定の申請に対する審査	部分の床面積)に於いて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合には前項のアの(ア)から(カ)まで又はイの(ア)から(カ)までに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額)、当該計画が住宅を増築又は改築する際に認定を受けたものである場合においては同項のアの(ア)から(カ)まで又はイの(ア)から(カ)までに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額)(当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について91の2の項に掲げる額(当該申出に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに86の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について125の2の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)	
84の4	(略)	(略)	(略)
84の5	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第1	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料 2,300円	承認申請のとき

	0条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査		
84 の6	(略)	(略)	(略)
~	~	~	~
13 1	(略)	(略)	(略)

別表第3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

	0条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査		
84 の6	(略)	(略)	(略)
~	~	~	~
13 1	(略)	(略)	(略)

別表第3 (略)